第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国における障がい者施策は、平成 25 (2013) 年における「障害者自立支援法」の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」への改正、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(改正障害者総合支援法)」(平成 28 (2016) 年法律第 65 号) の平成 30 (2018) 年施行に伴い、医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るよう『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

近年、障がいのある人を取り巻く環境の変化や、法整備が進んでいます。障がいのある人の就労・雇用に関しては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成24(2012)年法律第50号)、平成25(2013)年施行)により、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っています。さらに、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(障害者雇用促進法)」(平成25(2013)年法律第46号)平成30(2018)年施行)では、雇用分野における障がい者差別を禁止する措置が定められています。そして、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成23年(2011)法律第79号)平成24(2012)年施行)や「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」(平成25(2013)年法律第65号)平成28(2016)年施行)により、障がいのある人の虐待防止・早期発見の取組が進んでいます。

本町では、平成 26(2014) 年 3 月に「大淀町第2次障がい者基本計画」を策定し、 障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針や目標を定め、障がい者施策に取り組んで きたところです。

このたび、国が平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までを計画期間とする「障害者基本計画(第4次)」を平成30(2018)年3月に策定したこと、また、奈良県では令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を計画期間とする「奈良県障害者計画」を策定したことから、このような国、県の動きを反映するため、本町の障がいのある人に関わる施策の基本方向について見直しを行うこととし、新たな「大淀町第3次障がい者基本計画」として策定しました。

【国「障害者基本計画(第4次)」の概要】

障害者基本計画(第4次)の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け:障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間: 平成 30 (2018) 年度から 34 (2022) 年度までの 5 年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①:障害者権利条約の批准→ 分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要 背景②:障害者差別解消法の施行→ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要

背景③: 2020 東京ペラリンピックの開催決定⇒ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題(1):アクセシビリティの向上

○社会的障壁の除去のため、**障がい者のアクセシビ** リティ向上の環境整備が重要

○**社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる**ことを通じ、社会全体で強力に取 網を推進

課題②:性別、年齢による複合的困難への配慮

○**障がいのある女性や障がいのある子供**は**複合的困 難な状況**に置かれる場合がある

○複合的困難に直面する障がい者に対するきめ細か い配慮が求められている ことを踏まえて障がい者 施策を策定・実施

課題③:統計・PDCAサイクルの充実

○" Evidence Based Policy" の観点から障がい当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要

○ PDCA サイクルを構築・着実に実行し、障がい者施 策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・ 整合性の確保

(4)障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

(2)社会のあらゆる場面における アクセシビリティの向上

(5)性別、年齢による複合的困難に 配慮したきめ細かい支援 (3)当事者本位の総合的 かつ分野横断的な支援

(6)PDCA サイクル等を通じた実効性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がい者と障がいのない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障がい者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2)移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障がいのある子供に対する支援の充実
- (5) 障がい福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の ・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1)総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障がい者雇用の促進
- (4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障がい学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障がい者の国際交流等の推進

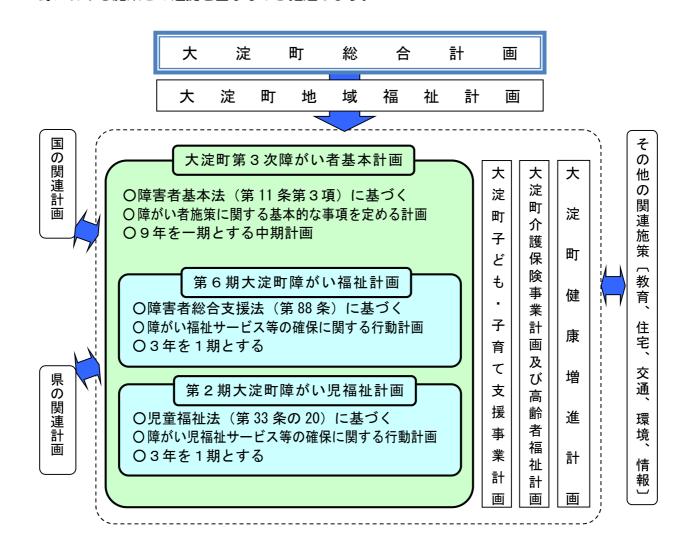
2 計画の位置づけ

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

「第6期大淀町障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく市町村障がい福祉計画として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるものとされていることから、「大淀町障がい者基本計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

「第2期大淀町障がい児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正(第33条の20)により、 市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされており、障がい児福祉計画は、障がい福祉計画と一体的に作成するものとします。

本計画は、「大淀町総合計画」を上位計画とし、「大淀町地域福祉計画」、「大淀町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「大淀町子ども・子育て支援事業計画」、「大淀町健康増進計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



3 計画の期間

「大淀町第3次障がい者基本計画」は、令和3(2021)年度から令和11(2029)年度の9ヵ年を計画期間とします。「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3ヵ年を計画期間とします。

	令和 2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
障がい者基本計画	第2次				第	3次計画				
障がい福祉計画	第5期	第	96期計画	i	穿	「 7期計画	i	第	「 8期計画	
障がい児福祉計画	第1期	第	52期計画		第	 3 期計画 	i	角	│ 第4期計画 □	i